関する法律 政機関の保有する個人情報の保護に

(平成十五年五月三十日法律第五十八号)

報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情 号)の全部を改正する。

第一章

第二章 三条 行政機関における個人情報の取扱総則 (第一条・第二条) 第九条) L١ (第

第三章 個人情報ファイル(第十条 第十一条)

開示、 訂正及び利用停止

第二節 第一節 開示 (第十二条 第二十六条 訂正 (第二十七条 第三十五条)

第三節 利用停止 (第三十六条 第四十一条)

第四節 不服申立て (第四十二条 第四十四条

第五章 雑則 (第四十五条 第五十二条)

罰則 (第五十三条 第五十七条)

総則

する。 りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とめることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図おける個人情報の取扱いに関する基本的事項を定利用が拡大していることにかんがみ、行政機関に4一条 この法律は、行政機関において個人情報の4一条 この法律は、行政機関において個人情報の

(定義)

掲げる機関をいう。第二条(この法律において「 行政機関」とは、 次に

閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれ法律の規定に基づき内閣に置かれる機関 る機内

は、当該政令で定める機関を除く。) 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっ 号の政令で定める機関が置かれる機関にあって二項に規定する機関(これらの機関のうち第四 一年法律第八十九号)第四十九条第一内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法 項及び第2(平成十

国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十

令で定める機関が置かれる機関にあっては、当令で定める機関が置かれる機関(第五号の政号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政 令で定める機関を除く。

い及 令で定めるもの 六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条 に宮内庁法 |宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並び て準用する場合を含む。)の特別の機関で、政が第五十六条 (宮内庁法第十八条第一項にお

も 同法第八条の三の特別の機関で、政令で定める国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び の

会計検査院

- 2 を識別することができるもの(他の情報と照合す氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人個人に関する情報であって、当該情報に含まれるこの法律において「個人情報」とは、生存する ることができ、 それにより特定の個人を識別する
- するものとして、当該行政機関が保有しているも報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情機」とは、行政ことができることとなるものを含む。) をいう。

以下同じ。) に記録されているものに限る。 十二号)第二条第二項に規定する行政文書をいう。る情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四のをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有す

- 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に、この法律において「個人情報ファイル」とは、 掲げるものをいう。
- を達成するために氏名、生年月日、その他の記二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的ができるように体系的に構成したもの有個人情報を電子計算機を用いて検索すること一 一定の事務の目的を達成するために特定の保
- 述等により特定の保有個人情報を容易に検索す
- 5 6、個人情報によって識別される特定の個人をいこの法律において個人情報について「本人」とることができるように体系的に構成したもの

(個人情報)第二章 |機関は、個人情報を保有するに当たっぱの保有の制限等)| 行政機関における個人情報の取扱い

第三条 ては、 な場合に限り、 !に限り、かつ、その利用の目的をできる限法令の定める所掌事務を遂行するため必要

- 2 な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要「 行政機関は、前項の規定により特定された利用り特定しなければならない。 に認められる範囲を超えて行ってはならない。更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的行政機関は、利用目的を変更する場合には、変
- 〜に
- 条及び第五十五条において「電磁的記録」という。)ることができない方式で作られる記録(第二十四式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す第四条(行政機関は、本人から直接書面(電子的方(利用目的の明示) 本人に対し、その利用目的を明示しなければならするときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、 を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得
- に必要があるとき。 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急
- 又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利利用目的を本人に明示することにより、本人
- 機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有利用目的を本人に明示することにより、国の益を害するおそれがあるとき。

- 法律第五十九号。する個人情報の保 及ぼすおそれがあるとき。 団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を立行政法人等をいう。以下同じ。)又は地方公共報保護法」という。)第二条第一項に規定する独 |号。以下「独立行政法人等個人情の保護に関する法律 (平成十五年)
- (正確性の確保)と認められるとき。 と認められるとき。 四 取得の状況からみて利用目的が明らかである四 取得の状況からみて利用目的が明らかである
- 第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第第五条 行政機関の長の場別にあっては、その機関ごな管理のために必要な錯置を講じなければならない。 第五条

 - 第六条
- いて準用する。の委託を受けた者が受託した業務を行う場合につの委託を受けた者が受託した業務を行う場合につ前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱い

みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しは、その業務に関して知り得た個人情報の内容を業務に従事している者若しくは従事していた者員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職(従事者の義務)

- 利用し、又は提供してはならない。利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら第八条(行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、(利用及び提供の制限)
- し、又は提供することによって、本人又は第三者個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用用し、又は提供することができる。ただし、保有用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次2 の 権利利益を不当に侵害するおそれがあると認め
- ――本人の同意があるとき、又は本人に提供するられるときは、この限りでない。 とき。
- 要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必

- る事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係 保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定め団体に保有個人情報を提供する場合において、他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共ついて相当な理由のあるとき。であって、当該保有個人情報を利用することにであって
- 情報を提供することについて特別の理由のあるらかに本人の利益になるとき、その他保有個人民が明明に対するとき、本人以外の者に提供することが明明に対することについて相当な理由のあるとき。用することについて相当な理由のあるとき。 とき。
- ない。 制限する他の法令の規定の適用を妨げるものでは前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を
- おける利用を特定の部局又は機関に限るものとすの利用目的以外の目的のための行政機関の内部にめ特に必要があると認めるときは、保有個人情報行政機関の長は、個人の権利利益を保護するた
- (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要

措置を講ずることを求めるものとする。 はその他の個人情報の適切な管理のために必要な はその他必要な制限を付し、又はその漏えいの防 情報について、その利用の目的若しくは方法の制 人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人 合において、必要があると認めるときは、保有個 四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場 情報について、その利用の目的若しくは方法人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る合において、必要があると認めるときは、保四号の規定に基づき、保有個人情報を提供す 第 九 求 条) 行政機関の長は、 前条第二項第三号又は第

掲げる事項を通知しなければならない。通知した機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に報ファイルを保有しようとするときは、当該行政第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情第ファイルの保有等に関する事前通知)(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)第三章 個人情報ファイル 第 十 (事項を変更しようとするときも、 同様とする。

- 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下こ三 個人情報ファイルの利用目的利用に供される事務をつかさどる組織の名称二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが一 個人情報ファイルの名称 が
- ルに記録される項目 (以下こ

- という。) 個人の範囲(以下この章において「記録範囲」て同じ。)として個人情報ファイルに記録されるないで検索し得る者に限る。 次項第九号におい の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらの章において「記録項目」という。)及び本人(他
- 五 方法 下この章において「記録情報」という。)の収集個人情報ファイルに記録される個人情報(以
- 六 提供する場合には、その提供先記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に
- 七 若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部 き、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル 人情報ファイル簿に記載しないこととすると
- の名称及び所在地十六条第一項の規定による請求を受理する組織 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三簿に掲載しないこととするときは、その旨
- 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイ・ その他政令で定める事項 一項ただし書に該当するときは、その旨 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第
- 2 ルに

ついては、

- 利益に のために 犯罪の捜査、 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づ益に関する事項を記録する個人情報ファイル国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な に作成し、又は取得する個人情報ファイ事件の調査又は公訴の提起若しくは維持
- の採用試 若しく 人情報ファ ずる事項を記録するもの (行政機関が行う職員 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するた採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) は福 |利厚生に関する事項又はこれらに準イルであって、専らその人事、給与 イルであって、専らその人事、給与の職員又は職員であった者に係る個 ルを含む。)
- の個人情報ファイル
- 目的 これらの事項の範囲内のもの 記録した個人情報ファイルであって、その利用ルに記録されている記録情報の全部又は一部を 前項の規定による通知に係る個人情報ファイ 記録項目及び記録範囲が当該通知に係る
- を記録する個人情報ファイル 一年以内に消去することとなる記録情報 の 4
- 上必要な連絡のために利用する記録情報を記資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業

- に必要な事項のみを記録するもの絡の相手方の氏名、住所その他の送付録した個人情報ファイルであって、送 であって、送付又は連
- であって、 基づき作成 のために利用するもの
- 報ファイル 本人の数が政令で定める数に満たない個人情
- ァイル ルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイ第三号から前号までに掲げる個人情報ファイ
- + 第二条第四項第二号に係る個人情報ファ
- らない。 なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければなルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞その保有をやめたとき、又はその個人情報ファイした個人情報ファイルについて、当該行政機関が、第一項に規定する事項を通知 なく、総務大臣に対しその旨を通知しなけれいが前項第九号に該当するに至ったときは、

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十一条 当該行政機関が保有している個人情報ファ、 行政機関の長は、政令で定めるところに

六号まで、 て「個人情報ファ 「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、、令で定める事項を記載した帳簿(第三項にお ついて、それ 青嘏ファイル簿」という。)を作成し、公2める事項を記載した帳簿(第三項におい、 第八号及び第九号に掲げる事項その他「いて、それぞれ前条第一項第一号から第 ならない。

- 2 人情報ファイル ― 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個ついては、適用しない。 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルに
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、 として政令で定める個人情報ファイル これらの事項の範囲内のもの これらの事項の範囲内のもの 目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係る 目が、記録項目及び記録範囲が当該公表に係る にはいてあって、その利用 記録した個人情報ファイルであって、その利用ルに記録されている記録情報の全部又は一部を前項の規定による公表に係る個人情報ファイ
- ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイルは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記は第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しく

報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しの一部若しくは事項を記載せず、又はその とができる。 るいこ

第一節 開示、 開示 訂正及び利用停止

ふ請求権)

- 己を本人とする保有個人情報の開示を請求するこ行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自 とができる。 何 人も、この法律の定めるところにより、
- (開示請求の手続)「開示請求」という。)をすることができる。「開示請求」という。)をすることができる。人に代わって前項の規定による開示の請求(以下未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本
- 第十三条 長に提出してしなければならない。書面(以下「開示請求書」という。) を行政機関の(十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した
- 前項の場合において、開示請求をする者は、這個人情報を特定するに足りる事項る行政文書の名称その他の開示請求に係る保 開示請求に係る保有個人情報が記録されて開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 有い
- 2

- 情報の 『報の本人の法定代理人であること)を示す書類)開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人〈情報の本人であること(前条第二項の規定によ、で定めるところにより、開示請求に係る保有個 機関の長は、튁下雪ででいるない。し、又は提出しなければならない。本人の法定代理人であること)を示す書に、「ここ」では、関示請求に係る保有個に
- 参考となる情報を提供するよう努めなければならて、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正のその補正を求めることができる。この場合におい 示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、あると認めるときは、開示請求をした者(以下「開行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備がを提示し、又は提出しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)ない。

- 一 開示請求者(第十二条第二項の規定により未当該保有個人情報を開示しなければならない。がが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲第十四条 行政機関の長は、開示請求があったとき第十四条 第十四条
- 代わって開示請求をする場合にあっては、当該成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に 第二十三条第一項において同じ。) の生命、健人をいう。次号及び第三号、次条第二項並び

- それがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除お開示請求者以外の個人の権利利益を害するおることはできないが、開示することにより、なむ。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含することにより、開示請求者以外の特定の個人 って、当該情報に含まれる氏名、生年月日その営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であ 営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であ開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を康、生活又は財産を害するおそれがある情報 を識別することができるもの(他の情報と照合 他の記述等により開示請求者以外の特定の個人
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するれている情報というでき、又は知ることが予定さまでの規定により又は慣行として開示請求
- П る情報 ため、 開示することが必要であると認められ、生命、健康、生活又は財産を保護する
- 定する国家公務員(独立行政法人通則法(平二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定

当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該報がその職務の遂行に係る情報であるときは、公務員をいう。) である場合において、当該情法律第二百六十一号) 第二条に規定する地方及び職員並びに地方公務員法 (昭和二十五年 員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役

- 人等」という。) に関する情報又は開示請求者以地方公共団体を除く。以下この号において「法国、法人その他の団体 (国、独立行政法人等及び職務遂行の内容に係る部分
- ることが当該情報の性質、当時の状況等に照ととされているものその他の当該条件を付す等又は個人における通例として開示しないこ条件で任意に提供されたものであって、法人口 行政機関の要請を受けて、開示しないとの口

- らして合理的であると認められるも
- 交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関のなわれるおそれ又は他国若しくは国際機関とのそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損 開示することにより、 国の安全が害されるお
- も
- 該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の示することにより、次に掲げるおそれその他当が行う事務又は事業に関する情報であって、開の機関、独立行政法人等又は地方公共団体

不当な行為を容易にし、若しくはその発見をの把握を困難にするおそれ又は違法若しくは若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実イ「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの 困難にするおそれ不当な行為を容易にし、若しくはその発見

- おそれ 利益又は当事者としての地位を不当に害する独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、
- 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑能率的な遂行を不当に阻害するおそれ調査研究に係る事務に関し、その公正かつ
- 業経営上の正当な利益を害するおそれは独立行政法人等に係る事業に関し、その企国若しくは地方公共団体が経営する企業又な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (部分開示)
- 第十五条 分を除いた部分につき開示しなければならない。ことができるときは、開示請求者に対し、当該部 不開示情報に該当する部分を容易に区分して除く人情報に不開示情報が含まれている場合において、十五条(行政機関の長は、開示請求に係る保有個

- (裁量的開示) (裁量的開示) によりを除いた部分は、同号の情報に含まれないもの分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものされるおそれがないと認められるときは、当該部示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害 いっしん ることとなる記述等の部分を除くことにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ て、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開ができるものに限る。)が含まれている場合におい報 (開示請求者以外の特定の個人を識別すること開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情
- 第十六条 行政機関 (裁量的開示) ると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有も、個人の権利利益を保護するため特に必要があ人情報に不開示情報が含まれている場合であって十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個 個人情報を開示することができる。
- 第十七条 開示請求に対し、当該開示誌(保有個人情報の存否に関する情報) 関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにし不開示情報を開示することとなるときは、行政機有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保 開示請求に対する措置) 当該開示請求を拒否することができる。

大情報の全部又は一部を開示するときは、その旨人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当らない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当らない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当らない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 (開示決定等の期限) (開示決定等の期限) (開示決定等の期限) を書面により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。その旨を書面により補正をより開示するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしなければならない。(開示決定等の期限) (関示決定等の期限) (関示決定等の期限) (関示決定等の期間を三十日以内に限り延長する場別では、別補正を求めた場合にあっては、当該補正の規定により開示をより補正を求めた場合にあっては、当該補正の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正の規定により相談の表により通いといる。

ない。及び延長の理由を書面により通知及び延長の理由を書面により通知は、開示請求者に対し、遅滞なくことができる。この場合において **週知しなければならなく、延長後の期間いて、行政機関の長**

(開示決定等の期限の特例)
(開示決定等の期限の特例)
(開示決定等の期限の特例)
(開示決定等の期限の特例)
(開示決定等の期限の特例)
(開示決定等の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相機関の長は、同条第一項に規定する期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の根付個人情報について開示決定等をすればならない。
(開示決定等の期限の特例)

個人情報が他の行政機関から提供された第二十一条(行政機関の長は、開示請求に(事案の移送) に係る保有

- 政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等に対し、事案を移送した行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した行政機関の長は、開示請求を移送を受けた独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報保護法第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関の人情報保護法第十三条第三項」とする。 第一項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求を移送を受けた独立行政法人等個人情報保護法第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。

 3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定するをするときは、移送をした行政機関の長は、当該独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する方式を関係をするときは、移送をした行政機関の長は、当該独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定するときは、移送をした行政機関の長は、当該独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定するとは、当該独立行政法人等の付与等)

と、「「生…」の『Hー三条及び第四十四条には、「第三者」という。)に関する情報が含まれるに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政るに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政るに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政ので定めるところにより、しては、行政機関の長は、開示決定等をするに当に、第三者」という。)に関する情報が含まれ 開示請求に係る保有個人 地方公共団 体及び開示請求者以外

- 所在が判明しない場合は、この限りでない。を与えなければならない。ただし、当該第三者の項を書面により通知して、意見書を提出する機会第三者に関する情報の内容その他政令で定める事政令で定めるところにより、開示請求に係る当該 るときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当す
- 第三号ただし書に規定する情報に該当すると認 三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条 められるとき。 情報を開示しようとする場合であって、 :報を開示しようとする場合であって、当該第第三者に関する情報が含まれている保有個人
- 情報を第十六条の規定により開示しようとする(第三者に関する情報が含まれている保有個人

- 3 該意見書(第四十二条及び第四十三条において「反おいて、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当とも二週間を置かなければならない。この場合に 提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関行政機関の長は、前二項の規定により意見書の る日を書面により通知しなければならない。示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施す 開示決定の日と開示を実施する日との間に少なく 提出した場合において、開示決定をするときは、 対意見書」という。) を提出した第三者に対し、 する情報の開示に反対 の意思を表示した意見書を
- 第二十四条 ているときはその種別、情報化の進展状況等を勘覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録され情報が、文書又は図画に記録されているときは閲二十四条(保有個人情報の開示は、当該保有個人 閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっ案して行政機関が定める方法により行う。ただ-(開示の実施) ゔ きは、その写しにより、これを行うことができがあると認めるとき、その他正当な理由がある 行政機関の長は、当該保有個人情報が記録さ いる文書又は図画の保存に支障を生ずるおそ 。ただし、 τ

供しなければならない。 ついての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に「行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録に

2

者は ればならない。施の方法その他の政令で定める事項を申し出をした行政機関の長に対し、その求める開示 開示 政令で定めるところにより、当該開示決定 決定に基づき保有個人情報の開示を受ける っ な け 実

定する通知があった日から三十日以内にしなけ前項の規定による申出は、第十八条第一項に とにつき正当な理由があると、当該期間内に当該申出をすに日から三十日以内にしなけれい申出は、第十八条第一項に規

第二十五条 有個人情報につ ただし、 いては、 当該他の法令の規定に 当該同一の方法による開

> 定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき この限りでない。

なして、前項の規定を適用する。 るときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧と他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧で どみあ

第二十六条

(訂正請求権)

おいて同じ。ノカりょう報(次に掲げるものに限る。 な報(次に掲げるものに限る。 ない・1十七条 何人も、自己を本 第二十七条 人情報を保有する行政機関の長に対し、は、この法律の定めるとこ…し を請求することができる。 個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。) て同じ。)の内容が事実でないと思料するとき次に掲げるものに限る。 第三十六条第一項に 訂正に関して他の法律又はこれに基づく 自己を本人とする保有個人情 ただし、 当該保有個人 当該保有個 当該保有

は、この限りでない。 令の規定により特別の手続が定められているとき

- 護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基れた場合において、独立行政法人等個人情報保第二十二条第一項の規定により事案が移送さ開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 十五条第一項の他の法令の規定により開示を受開示決定に係る保有個人情報であって、第二づき開示を受けた保有個人情報
- (訂正請求の手続)
 (訂正請求の手続)
 (訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。という。)をすることができる。と成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本と、大成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本と、 2

- を提示. 情報の本人の法定代理人であること)を示す書類る訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人人情報の本人であること(前条第二項の規定によ令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個前項の場合において、訂正請求をする者は、政 (の場合において、訂正請求をする者は、)正請求の趣旨及び理由 又は提出しなければならな
- その補正を求めることができる。正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、 あると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備が

(訂正請求こすとうでで、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用ときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用ときは、当該訂正請求に理由があると認める合において、当該訂正請求に理由があると認める 第二十九条 二十九条 行政機関の長は、(保有個人情報の訂正義務)

(訂正請求に対する措置)

- 1 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報ければならない。訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しな人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、2三十条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個

ならない。 |求者に対し、その旨を書面により通知しなけれ||打正をしないときは、その旨の決定をし、訂正

- (訂正決定等の期限)

に掲げる事項を書面により通知しなければならな「現定する期間内に、訂正請求者に対し、次一項に規定する期間内に訂正決定等をすれば足りわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りわらず、相当の期間の長は、訂正決定等に特に長第三十二条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長の延長の理由を書面により通知しなければならない。

- では、当該他の行政機関の長がした場合において訂正決定等をした行政機関の長が出て、当該他の行政機関の長が出て、当該他の行政機関の長において、当該他の行政機関の長においては、移送を受けた行政機関の長においては、移送を受けた行政機関の長においては、移送を受けた行政機関の長においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求があるときは、訂正請求があるときは、訂正請求があるときは、訂正決定等をしなければならない。 において訂正決定等をしなければならない。 においての訂正決定等をしなければならない。 において訂正決定等をしなければならない。 において前にした行為は、移送を受けた行政機関の長において、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求 にあるとき、その他他の行政機関の長に係るものとみなす。 一、ハッッロマド╒ニトー条第三項の規定に基づく第三十三条(行政機関の長は、訂正請求に係る(事案の移送)ニー訂正決定等をする期限ーーこの条の規定を適用する旨及びその理由い。 個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開示
- 当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければないう。)をしたときは、移送をした行政機関の長は、長が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」と「前項の場合において、移送を受けた行政機関の

(独立行政法-)ない。

関の長は、訂正請求者に対し、できる。この場合においては、 関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨できる。この場合においては、移送をした行政機該独立行政法人等に対し、事案を移送することがあるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当 行政法人等個人情報保護法第三十一条第 であるとき、 (人情報が第二十 する訂正決定等をすることにつき正当な理由が 政機関の長は、訂正人等への事案の移送 他独立行政法人等において独七条第一項第二号に掲げるも 人等において独立一号に掲げるもの上請求に係る保有 _ 項に規

2 人等個· 政機関個人情報保護法第二十八条第三項」と第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、いて、独立行政法人等個人情報保護法第三十 人情報保護法の規定を適用する。 この場合

は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなけれ訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定するいて、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法3 第一項の規定により事案が移送された場合にお 3 ばならない。は、当該訂正決定に基づき訂正の訂正決定をしたときは、移送をし

第三十五条 滞なく、 るときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅正の実施をした場合において、必要があると認め項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂三十五条(行政機関の長は、訂正決定(前条第三(保有個人情報の提供先への通知) その旨を書面により通知するものとする。

停止(以下「利用停止」という。)当該保有個人情報の利用の停止、 個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各きは、この法律の定めるところにより、当該保有報が次の各号のいずれかに該当すると思料すると三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情 号に定める措置を請求することができる。ただし、 。) に関して他の法止、消去又は提供の

― 当該保有個人情報を保有する行政機関によりが定められているときは、この限りでない。律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続

- され 第八 項の 適法に取得され 1ているとき当該保有個人情報の利用の停止、条第一項及び第二項の規定に違反して利用 規定に違反して保有されているとき、又は たものでないとき、第三条第二
- 停 止 供されているとき 当該保有個人情報の提供の第八条第一項及び第二項の規定に違反して提又は消去
- きる。 、して「刂月亭上青求」という。)をすることがで人に代わって前項の規定による利用停止の請求未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本停止 (以下「利用停止請求」という。)をするこ
- 日から九十日以内にしなければならない。利用停止請求は、保有個人情報の開示を受け た

利用停止請求の手続)

第三十七条 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居行政機関の長に提出してしなければならない。載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記

りる事項 けた日その他当該保有個人情報を特定するに足 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受

- と)を示す書類を提示し、又は提出しなければなに係る保有個人情報の本人の法定代理人であるこ定による利用停止請求にあっては、利用停止請求保有個人情報の本人であること (前条第二項の規 政令で定めるところにより、利用停止請求に係る前項の場合において、利用停止請求をする者は、三 利用停止請求の趣旨及び理由
- 114機関の長は、利用停止請求をした者備があると認めるときは、利用停止請求をした者の期間を定めて、その補正を求めることができる。(保有個人情報の利用停止義務)(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当た場合において、当該利用停止請求書に形式上の不た場合において、当該利用停止請求書に形式上の不た場合において、当該利用停止請求書に形式上の不
- 第三十 と認 当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、 週正な取扱いを:祕めるときは、... |利用停止をすることにより、|なければならない。 ただし、 当該行政機関における個人情報 当該保有個人協 情情

られるときは、 利用目的 しい支障を及ぼすおそれがあると認に係る事務の性質上、当該事務の適 この限りでない。

利用停止請求に対する措置)

- 第三十九条(利用停: 行政機関の長は、利用停止請求ににより通知しなければならない。決定をし、利用停止請求者に対し、 保有個人情報の利用停止をするときは、その旨(三十九条) 行政機関の長は、利用停止請求に係 、その旨を書面きは、その旨の
- 2 通知しなければならない。 、利用停止請求者に対し、その旨を書面により報の利用停止をしないときは、その旨の決定を行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人

- という。) は、利用停止請求があった日から三十日第四十条 前条各項の決定 (以下「利用停止決定等」(利用停止決定等の期限) 第三項の規定により補正を求めた場合にあって以内にしなければならない。ただし、第三十七条 は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入
- 2 ことができる。この場合において、行政機関の長同項に規定する期間を三十日以内に限り延長する務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事

(利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後のは、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後のは、利用停止決定等に特別のない。) (利用停止決定等の期限の特例) は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の **過知しなければなく、延長後の**

- ればならない。に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけ同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者れば足りる。この場合において、行政機関の長は、 かかわらず、 相当の期間内に利用停止決定等をす 前条の規定に時止決定等に特
- 利用停止決定等をする期限この条の規定を適用する旨及びその理由

第四節 不服申立て

第四十二条の開示決定は 申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の合を除き、情報公開・個人情報保護審査会 (不服政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行 決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止 律第百六十号)による不服申立てがあったときは、

不服申立てが不適法であり、却下するとき。 律で定める審査会)に諮問しなければならない。 長が会計検査院長である場合にあっては、別に法

- 決定等について反対意見書が提出されているとを開示することとするとき。ただし、当該開示し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部 条第一項において同じ。) を取り消し、 する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示 きを除く。 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定 又は変更
- 服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不 等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定 をすることとするとき。
- 諮問をした旨の通知) 止をする旨の決定を除く。) を取り消し、又は変決定等 (利用停止請求の全部を容認して利用停裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止 を容認して利用停止をすることとするとき。 当該不服申立てに係る利用停止請求の全

前条 の規定により諮問をした行政機関

・したとうでする。知しなければならない。の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通

- 不服申立人及び参加人
- 合を除く。) (これらの者が不服申立人又は参加人である場開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者
- (第三者からの不服申立てを棄却する場合等にお申立人又は参加人である場合を除く。) 対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服当該不服申立てに係る開示決定等について反
- 第四十四条 - 引きずののいずれかに該当する裁決又は決定をする場合にのいずれかに該当する裁決又は決定をする場合に4匹十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号
- 却下し、 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該以下し、又は棄却する裁決又は決定開示決定に対する第三者からの不服申立てを
- いる場合に限る。 者に関する情報の開示に反対の意思を表示して裁決又は決定 (第三者である参加人が当該第三開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の
- 2 つ いての審査請求については、政令で定めるとこ開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に

特例を設けることができる。 ろにより、行政不服審査法第五条第二項の規定 ന

(適用除外等)

- 第 四 (い。
 のた者に係るものに限る。) については、適用しなった者に係るものに限る。) については、適用しな更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があ情報 (当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、 分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人くは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若し四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年
- 2 保有個人情報(行政機関の保有する情報の公開2 保有個人情報(行政機関の保有することが著しく困難であるものは、前章(第四のうち、まだ分類その他の整理が行われていないのうち、まだ分類その他の整理が行われていないに関する法律第五条に規定する不開示情報を専らに関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら2 保有個人情報(行政機関の保有する情報の公開 2 (権限又は事務の委任)保有されていないものとみなす。

第四十六条 十条及び前章第四節を除く。)に定める権限又は事該機関の命令) で定めるところにより、前三章 (第下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当四十六条 行政機関の長は、政令 (内閣の所轄の 務を当該行政機関の職員に委任することがで ಶ್ವ

供等) (開示請求等をしようとする者に対する情報の提

- 者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとすする情報の提供その他開示請求等をしようとするがつ的確に開示請求等をすることができるよう、水等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易求等」という。 第四十七条 న్ఠ
- ため、総合的な案内所を整備するものとする。総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保する (苦情処理)
- (施行の状況の公表)理に努めなければならない。 人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個

の法律の施行の状況について報告を求めることが第四十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、こ できる。

その概要を公表するものとする。 総務大臣は、 毎年度、前項の報告を取りまとめ、

(資料の提出及び説明の要求)

第五 できる。 況について、資料の提出及び説明を求めることがにおける個人情報の取扱いに関する事務の実施状と認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関ほか、この法律の目的を達成するため必要がある5五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるものの

(意見の陳述)

し意見を述べることができる。 に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関るため必要があると認めるときは、行政機関の長第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成す

政令への委任)

の実施のため必要な事項は、政令で定める。十二条の法律に定めるもののほか、この

第五十三条第六章 行政機関の職員若しくは職員であっ、罰則

> 提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を 又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を第四項第一号に係る個人情報ファイル(その全部に、個人の秘密に属する事項が記録された第二条若しくは従事していた者が、正当な理由がないの者又は第六条第二項の受託業務に従事している者

第五十四条 処する。 きは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとて知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の五十四条(前条に規定する者が、その業務に関しの罰金に処する。

第五十五条 は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又て、専らその職務の用以外の用に供する目的で個行士五条 行政機関の職員がその職権を濫用し 又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 れらの条の罪を犯した者にも適用する。 前三条の規定は、 日本国外においてこ

第五十 万円以下の過料に処する。定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十五十七条(偽りその他不正の手段により、開示決

超えない範囲内において政令で定める日から施行第一条(この法律は、公布の日から起算して二年を(施行期日) する。

- (経過措置)
 (経過措置)
 (経過措置)
 (経過措置)
 (経過措置)
 (経過措置)
 (経過措置)